



安心して働ける職場環境づくり

働き方改革における長時間労働の抑制、法定労働条件の確保・改善

監督課

- 1 長時間労働の抑制を重点とし、過労死等防止対策に取り組めます。
- 2 令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が全面的に適用された業種を中心に、労働時間に関する法令・制度の周知を図ります。
- 3 中小企業、小規模事業者が基本的な労働条件の枠組みを確立できるよう支援を行い、法定労働条件の履行確保を図ります。
- 4 労働基準監督機関としての権限を適正かつ斉一的に行使します。

申告・相談件数の推移

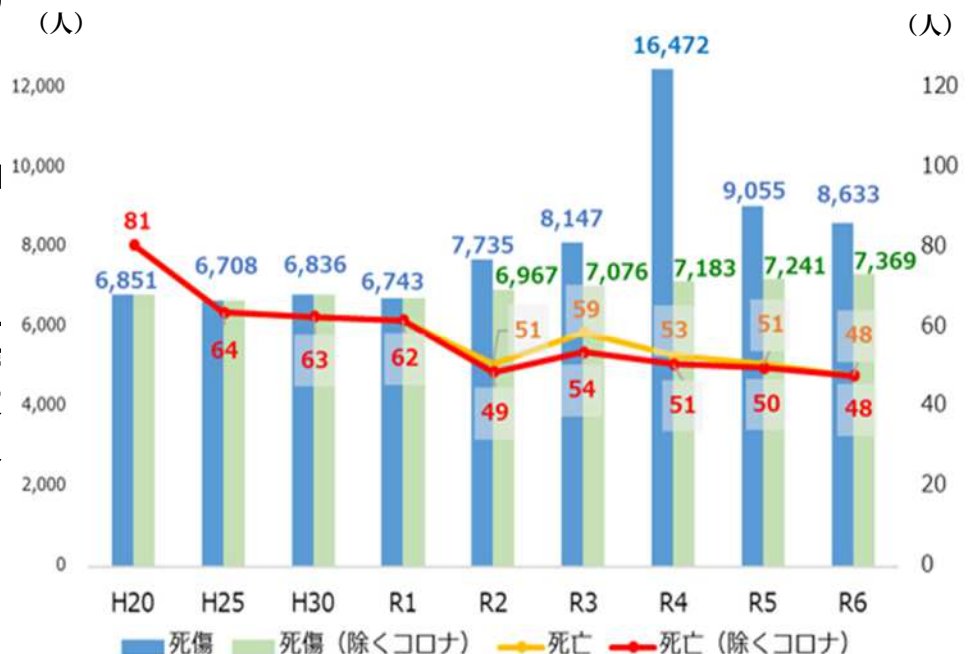


働く人の安全と健康の確保

安全課 健康課

- 1 第14次労働災害防止計画(2023年度～2027年度)に基づき、労働災害の大幅な減少に取り組めます。
本年度の取組は次のとおりです。
①死亡者数を47人以下とさせます。
②休業4日以上死傷者数を、令和4年と比較して減少に転じさせます。
- 2 「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」、「労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「高年齢労働者の労働災害防止対策」を重点事項に掲げ、その増加に歯止めをかけます。

全産業における死傷者数の推移



内容の詳細等については、北海道労働局労働基準部 011-709-2311 の各担当課・室(監督・安全・健康課、賃金室、労災補償課)又は各労働基準監督署までお問合せ下さい。

北海道労働局 HP (<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/home.html/>)

- 3 各事業場において、メンタルヘルス不調の予防など、メンタルヘルス対策の取組が実施されるよう、特定6業種（卸売業、小売業、金融業、接客娯楽業、教育・研究業、清掃業）を中心に取組を推進します。
- 4 化学物質、石綿、粉じんなどによる健康障害の防止に取り組みます。
- 5 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」等を通じて、暑さ指数（WBGT）の把握・活用などによる熱中症対策の取組が促進されるよう周知・指導を実施します。

メンタルヘルス取組状況（令和7年2月末現在）

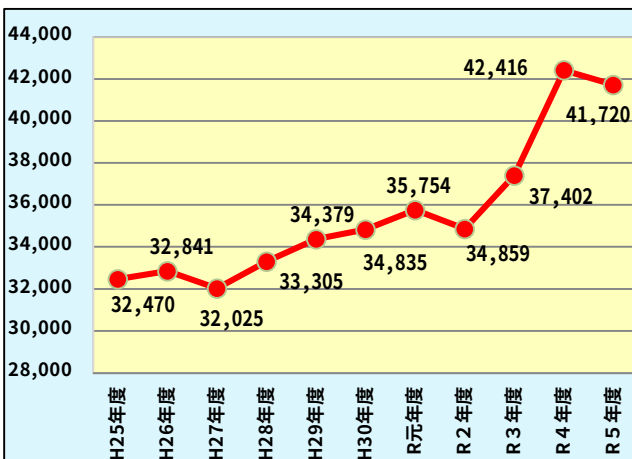
	対象事業場数	取組のある事業場数	取組の割合
特定6業種（30人以上）	5,201	3,965	76.2%
特定6業種（30～49人）	3,361	2,328	69.3%
全産業（30名以上）	13,781	11,318	82.1%

労災補償対策の推進

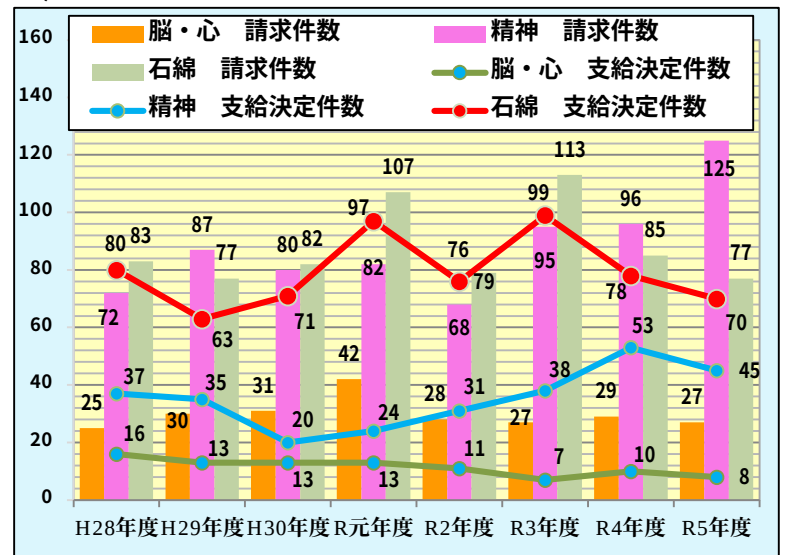
労災補償課

労働災害による負傷及び脳・心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患などの業務上疾病について、認定基準を的確に運用し、労災請求の迅速かつ公正な決定を行うとともに、相談者等に対しては懇切・丁寧な対応に努めます。

（人） 労災給付新規受給者数の推移



（件） 脳・心臓疾患、精神障害及び石綿関連疾患に係る労災補償状況



最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

賃金室

最低賃金の周知・徹底及び履行の確保を効果的に推進します。 最低賃金の件名	時間額（円）	効力発生日
北海道最低賃金	1,010	令和6年10月1日
処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業	1,048	令和6年12月1日
鉄鋼業	1,100	令和6年12月1日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,049	令和6年12月1日
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	1,040	令和6年12月1日

■ 賃上げが可能な環境整備に資するよう、中小企業・小規模事業者以下に以下の支援を行います。

- 1 賃金引き上げ特設ページ
- 2 業務改善助成金
- 3 北海道働き方改革推進支援センター



賃金引き上げ特設ページ



業務改善助成金



働き方改革推進支援センターのご案内